現場代理人等選任（変更）通知書【委託の場合は、管理技術者等選任通知書】



※〔現場代理人〕≠〔営業所専任技術者〕

（現場に常駐）　　　（営業所に常勤）

※雇用関係、実務経験を確認

□　契約書と同じ名称

※資格要件（実務経験）を確認

□　契約書と同じ場所

□　契約書と同じ期間

※業種に応じた資格要件を確認

□　営業所専任技術者は兼任できない。

※営業所専任技術者は、ライブラリに掲載。

□　主任技術者は、発注する建設工事に関し、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。

□　3,500万円以上（建築一式は7,000万円以上）の工事の場合は専任の主任技術者を記入。

□　3,500万円以上（建築一式は7,000万円以上）の工事で専任の監理技術者補佐を配置する場合は、記入。

□　4,000万円以上（建築一式は6,000万円以上）の**下請契約**がある場合は監理技術者を記入。

□　3,500万円以上（建築一式は7,000万円以上）の工事で専任の監理技術者補佐を配置する場合は、記入。

□　土木・建築一式工事の内容である他の専門工事を自ら施工する場合は、専門技術者を記入。

□　契約日

□　契約書と同じ受注者

【注意事項】

１　現場代理人と主任技術者が異なる場合は、それぞれの経歴書が必要。

２　現場代理人等選任通知書と経歴書はホチキスで留め中に会社の割印を押印。

※袋綴じも可。変更の場合も同じ。

****

□　個人印を押印

※経歴書の訂正は個人印

□　契約日

□　主任技術者は、発注する建設工事に関し、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。

※実務経験10年以上の技術者で、その旨の記載が経歴書にない場合は、ゴム印（建設業法第７条第２号ロ該当）を押す。

をお

□　現場代理人　：直接的な雇用関係

入札日の前日以前からの雇用関係

□　主任技術者等：直接的・恒常的な雇用関係

入札日以前に３月以上の雇用関係

一般競争の場合は、入札申込日前日